

第 4 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 24 年 2 月 20 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 石巻ルネッサンス館用地を石巻産業創造株式会社へ無償貸与することについて

(産業部産業復興課)

石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンへの進出企業の支援及び石巻地域の産業振興を促進する目的で、第 3 セクターとして宮城県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元企業等並びに石巻市を含む石巻圏域 2 市 1 町（設立時は 1 市 6 町）の出資により設立し、石巻市の所有地に石巻ルネッサンス館を建設の上、同館を業務の拠点としている。

本市では、当該用地を平成 12 年の同館建設当初から 3 年間の無償貸し付けを行ってきたが、平成 21 年度において市議会の修正案により貸付期間を 1 年としてきた。

本年 3 月 31 日でこの無償貸与期間が満了となるが、同社が行う、石巻トゥモロービジネスタウンへの進出企業、被災により石巻ルネッサンス館に入居した企業並びに石巻圏域企業への支援による産業振興を目的として、平成 24 年度も無償貸し付けを行うもの。

(1) 主な内容

- ① 貸付物件 土地：9,957.02 m²（石巻市開成 1 番 35）
- ② 貸付期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
- ③ 貸付先 石巻産業創造株式会社

2 石巻市勤労者余暇活用センターの廃止について

平成 12 年度に、「働く婦人の家」と「勤労青少年ホーム」を統合し、新たな労働福祉施設として現在の勤労者余暇活用センター「明友館」を設置してきたが、建築から 40 年が経過して建物の老朽化が進み、また、東日本大震災により本来の業務を再開するためには、施設及び設備の大規模な改修が必要となっている。

震災後、応急修理を実施し、昨年 10 月まで避難所として利用してきたが、その後、石巻社会福祉協議会が実施する応急仮設住宅管理運営業務及び災害ボランティアセンターの活動拠点として、緊急的に建物を貸与している。

社会福祉協議会の実施する両事業は震災復興業務として優先されるべきものと考えられ、今後も継続して社会福祉協議会に貸与するため、石巻市勤労者余暇活用センターを廃止するもの。

(1) 主な内容

- ① 施設概要
 - ・構造 鉄筋コンクリート 2 階建 敷地面積 1008.35 m²、延床面積 821.41 m²
- ② 施設利用の登録団体については休止について通知済みであるが、今後は、現状並びに活動の意向を確認したうえで、活動を継続する団体に対する支援を行う。
- ③ これまで実施してきた勤労者等に対する支援事業である明友館事業については、市の直営事業として労働会館等の代替施設において段階的に実施していく。
- ④ 廃止後は社会福祉協議会に対し、応急仮設住宅管理運営及び災害ボランティアセンターの活動拠点として無償貸与の予定。

[報告事項]

1 任期付職員制度の導入について（総務部人事課）

東日本大震災からの復興業務を円滑に進めるためには、土木職員等の専門知識を有する職員のマンパワーが必要となるが、定員適正化計画を進めてきたことによる職員数の減、自治法派遣による

他団体からの支援職員数にも限界があることから、地方公共団体の一般職員の任期付職員の採用に関する法律に基づき、石巻市においても任期付職員制度を採用し、専門技術を持った職員等の確保を図る。

(1) 主な内容

① 採用要件：次の3種類の職員を採用できるようにする。

ア 特定任期付職員

- ・ 高度の専門的な知識又は識見を有する者（例：弁護士、公認会計士等）

イ 一般任期付職員

- ・ 専門的な知識又は識見を有する者（例：情報政策分野のシステムエンジニア、保健師、土木技師等）

ウ 特定業務等従事任期付職員（例：一般行政職員等）

- ・ 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事する職員
- ・ 一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務に従事する職員

② 任期

- ・ 特定任期付職員及び一般任期付職員：5年を限度
- ・ 特定業務等従事任期付職員：3年を限度（条例に規定する要件に該当する場合は5年）

③ 給与

- ・ 特定任期付職員は新たに独自の給料表を規定することとし、一般任期付職員及び特定業務等従事任期付職員は、現行の給与条例等を適用

2 年次有給休暇の取得単位の見直しについて（総務部人事課）

これまで年次有給休暇の取得単位については、暦年により管理をしてきたが、平成24年4月から新たな電算システムを導入するに当たり、その取得単位を年度により管理することとした。

(1) 主な内容

- ・ 平成24年4月1日から、年次有給休暇を暦年管理から年度管理に変更する
- ・ 年度管理に変更するのに伴う移行措置として、年次有給休暇の付与日数を平成24年1月1日から平成25年3月31日までの15か月間25日とする

3 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について（総務部防人事課）

宮城県市町村職員退職手当組合の構成団体のうち大河原町外1市2町保健医療組合が、みやぎ県南中核病院企業団に名称変更となることから、当該規約の改正を行うもの。

4 石巻市消防団の統合について（総務部防災対策課）

合併時の懸案事項であった消防団の統合について、現7消防団長による協議を重ね、合意が得られたことから、平成24年度から石巻市消防団に統合することとなった。

(1) 主な内容

- ・ 現7消防団を統合し、石巻市消防団とする
- ・ 現在の各地区における消防団を地区団として編成し、各地区団に地区団長を置く
- ・ 石巻市消防団条例等関係例規を改正する

5 平成24年度休日における窓口の開庁について（生活環境部市民課）

市長マニフェストに基づき、平成24年度においても休日開庁を実施することとした。

(1) 主な内容

- ・ 開庁日 毎月第1・第3日曜日

- ・開庁時間 午前 9 時～午後 1 時
- ・実施体制
 - 市民課：戸籍、住民票の異動処理及び証明書交付
 - 保険年金課：国民健康保険、国民年金等異動処理
 - 情報政策課：ホストコンピューターの稼働維持

6 子宮頸がん等予防接種実施事業における対象者及び接種期限の変更について（健康部健康推進課）

国の「ワクチン接種緊急促進事業実施要項」が改正され、平成 22 年・23 年度の 2 か年事業で実施してきた子宮頸がん等予防接種事業が平成 24 年度まで延長されることとなり、本市においてもその改正に基づき、「石巻市子宮頸がん等予防接種実施要項」を改正し平成 24 年度まで延長することとした。

(1) 主な内容

① 子宮頸がん

- ・対象者の変更 13、15、16 歳 → 13 歳～17 歳
- ・接種期限の変更 平成 23 年度末 → 平成 24 年度末

② ヒブ及び小児用肺炎球菌

- ・対象者の変更 生後 2 月～11 月、2 歳、4 歳 → 生後 2 月～5 歳未満
- ・接種期限の変更
 - 年齢ごとに接種期限が定められていたものを、全て平成 24 年度末とする。しかし、平成 24 年度中に 2 歳 6 か月に達していない者は 2 歳 6 月の前々日まで延長し、平成 24 年度中に 5 歳に達する者については 5 歳の誕生日の前々日までを接種期限とする。

7 東日本大震災に伴う介護保険に係る保険料及び利用者負担額の減免措置延長について

（健康部介護保険課）

これまで実施してきた介護保険に係る保険料及び利用者負担額の減免について、国の財政支援が延長されたことに伴い、期間を延長することとした。

(1) 主な内容

① 保険料減免期間の延長

- ア 福島原発事故による警戒区域等の住民で震災発生後、本市へ転入した住民
 - ・変更前：平成 24 年 3 月 31 日まで → 変更後：平成 25 年 3 月 31 日まで
- イ 東日本大震災による被災区域の住民
 - ・変更前：平成 24 年 3 月 31 日まで → 変更後：平成 24 年 9 月 30 日まで

② 介護サービス利用者の負担額減免期間の変更

- ア 福島原発事故による警戒区域等の住民で震災発生後、本市へ転入した住民
 - ・変更前：平成 24 年 2 月 29 日まで → 変更後：平成 25 年 2 月 28 日まで
- イ 東日本大震災による被災区域の住民
 - ・変更前：平成 24 年 2 月 29 日まで → 変更後：平成 24 年 9 月 30 日まで

③ 免除証明書の取り扱い

有効期間が平成 24 年 2 月 29 日までと印字されているものについては、有効期間を修正せず、引き続き使用することができるものとする。

8 東日本大震災に伴う国民健康保険被保険者の一部負担金免除措置の延長について

（健康部保険年金課）

これまで実施してきた国民健康保険の一部負担金等の免除について、国からの通知により延長されることとなった。

(1) 主な内容

① 一部負担金免除有効期間の変更

ア 福島原発事故による警戒区域等の住民で震災発生後、本市へ転入した住民

・変更前：平成 24 年 2 月 29 日まで → 変更後：平成 25 年 2 月 28 日まで

イ 東日本大震災による被災区域の住民

・変更前：平成 24 年 2 月 29 日まで → 変更後：平成 24 年 9 月 30 日まで

※入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額の免除措置については、延長しない。(平成 24 年 2 月 29 日まで)

② 免除証明書の取り扱い

有効期間が平成 24 年 2 月 29 日までと印字されているものについては、有効期間を修正せず、引き続き使用することができるものとする。

[その他]

1 公共施設再生可能エネルギー等導入事業について（生活環境部）

公共施設における太陽光パネル、蓄電池の設置など再生可能エネルギーの導入促進を目的とした、地域グリーンニューディール基金事業に対する県からの照会を受け、各課要望調査を実施し、回答していたが、本市の 37 事業に対し総額 1,138,255 千円が配分されることとなった。

今後、その事業の実施に向け、関係各課に対する説明会を実施する予定としており、担当課において事業実施への対応をお願いしたい。

2 東日本大震災災害義援金の配分について（福祉部）

義援金受付団体分の 3 次配分として、津波浸水区域における住家被害に対する配分及び仮設住宅未利用者（大規模半壊以上）、母子・父子世帯、高齢者施設、障害者施設入所者に対する配分が決定した。

さらに、石巻市分の 2 次配分として半壊以上の住家被害に加え一部損壊に対する配分を決定した。

義援金の支給時期については、県外避難者のデータを県から提供してもらおう等膨大なデータの処理が必要になることから、3 月になると考えている。

3 住民基本台帳に基づく人口調査（生活環境部）

平成 24 年 1 月末日現在の人口等調査結果については次のとおり。

- ・人口（市全体） 152,775 人 対前年 2 月末日比較 ▲10,047 人
- ・世帯数 58,160 世帯 対前年 2 月末日比較 ▲ 2,768 世帯
- ・震災による死者数 3,019 人
- ・同行方不明者数 557 人

4 石巻市総合計画実施計画 石巻市震災復興基本計画実施計画の配付（企画部、震災復興部）

石巻市総合計画実施計画（平成 24 年度～平成 26 年度）及び石巻市震災復興基本計画実施計画（平成 23 年度～平成 26 年度）について、今回は両実施計画を合本して作成した。計画書については議会、庁内に配付する。

5 石巻市の財政収支見通しと今後の対応（総務部）

石巻市の財政収支見通しと今後の対応（平成 24 年度から平成 26 年度）を作成した。主な内容は次のとおり。

- ・ 予算規模は当面、例年の3倍から5倍と、大幅に増加する。
- ・ 歳入について、震災復興特別交付税などは大幅に増加するものの、市民税、固定資産税については震災前を大きく下回る水準で推移し、当面大幅な回復は期待できない。
- ・ 歳出のうち、復旧・復興分以外の通常部分については、大幅な収支不足が発生する見通しである。
- ・ 平成24年度分は収支均衡が見込めるものの、平成25、26年度の2か年の収支不足額は、総額29.8億円となる見込みである。
- ・ 今後、徹底した復興事業へのシフトと重点化が必要なことから、事務事業全体を大幅に見直し、可能な限り財源と人材を復興事業へ集中させるとともに、経常的経費の大幅な削減、合理化及び施策の厳しい選択などを実施する必要がある。

以上